

子どもの予防接種のお知らせ (平成31年4月現在)

子どもは成長するまでにたくさんの病気にかかりますが、予防接種で予防できる病気もあります。予防接種でみんなが免疫を持つことは、病気のまん延防止、感染症の根絶につながります。定期予防接種は生後2月から接種できます。お早めに予防接種医にご相談ください。



対象者：鈴鹿市に住民登録があり、下記に該当する方

接種費用：公費負担（定期接種の対象月・年齢、回数、間隔内に限る）

接種場所：予防接種実施医療機関（裏面参照）

鈴鹿市HP「予防接種」

<http://www.city.suzuka.lg.jp/life/benri/index3.html>



[定期予防接種]

予防接種の種類		接種回数	対象月・年齢	標準的な接種期間	接種間隔	
乳幼児	B型肝炎	1回目	生後2～12月未満	生後2～9月未満	27日以上	
		2回目	(特別な事情により生後2月以前の接種をご希望の場合は医師にご相談ください)		1回目から139日以上	
		3回目				
	ヒブ(※)	初回	3回	生後2～60月未満 (※)接種開始時の月齢によって接種回数・間隔が異なります。医師にご確認ください。	生後2～7月未満	27日以上
		追加	1回		初回接種終了後、7～13月の間隔をおく	初回接種終了後7月以上
	小児用肺炎球菌(※)	初回	3回	生後2～7月未満	生後12～15月未満	27日以上
		追加	1回			初回接種終了後60日以上の間隔をおいて、生後12月に至った日以降
	DPTポリオ(四種混合)	第1期初回	3回	生後3～90月未満	生後3～12月未満	20日以上
		第1期追加	1回			第1期初回接種終了後、12～18月の間隔をおく
	BCG		1回	生後12月未満	生後5～8月	
MR(麻しん・風しん)	第1期	1回	生後12～24月未満			
	第2期	1回	平成31年度の対象者：平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれの方 対象期間：平成31年(2019年)4月1日～2020年3月31日まで			
水痘(水ぼうそう)	1回目	1回	生後12～36月未満	生後12～15月未満	1回目終了後3月以上	
	2回目	1回		1回目終了後、6～12月の間隔をおく		
日本脳炎	第1期初回	2回	生後6～90月未満 ◎特例措置があります	3歳	6日以上	
	第1期追加	1回		4歳	第1期初回2回目終了後6月以上	
小中学生	日本脳炎	第2期	9歳～13歳未満 ◎特例措置があります	9歳		
	DT(ジフテリア・破傷風)	第2期	11歳～13歳未満	11歳		
	ヒトパピローマウイルス(子宮頸がん予防)ワクチン	3回	中学1年生～高校1年生相当の女性	平成18年4月2日～平成19年4月1日 生まれの女性	ワクチンの種類によって接種間隔が異なります。医師にご確認ください。	

●ヒトパピローマウイルスワクチン(子宮頸がん予防ワクチン)は、平成25年6月から積極的な接種勧奨が差し控えられています。接種に関しては、医師とよくご相談ください。

◎日本脳炎特例措置で接種を受ける場合は、専用の予診票が必要です。

対象者の母子健康手帳、在留カード(外国籍の方)を持って、健康づくり課にお越しください。

日本脳炎特例措置の対象者	特例措置
平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの20歳未満の方で、第1期・第2期の接種を受けていない方	20歳未満の間に、第1期・第2期の不足分を特例措置(公費)で接種できます。
平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの9歳以上13歳未満の方で、第1期の接種を受けていない方	9歳以上13歳未満の間に、第1期不足分を特例措置(公費)で接種できます。

[任意予防接種の費用助成]

各医療機関の定める接種費用から、助成額を除いた額は自費になります。(助成期間：2020年3月31日まで)

予防接種の種類	助成額	助成回数	対象者等
ロタウイルスワクチン	ロタリックス(2回接種)	4,500円	2回 生後6週～24週未満の方 (初回接種推奨期間は、生後14週6日まで)
	ロタテック(3回接種)	3,000円	3回 生後6週～32週未満の方 (初回接種推奨期間は、生後14週6日まで)
おたふくかぜワクチン	2,500円	1回	生後12月～小学校就学始期の前日までの方